

環境先進国

ドイツから学ぶ

吉田 浩巳

12



ドイツの自然保護は林業から始まりました。林業と自然保護は相反するようですが、ひとつの課で担当しています。ヘッセン州も森に覆われており、自然のままの原始林が残っています。

州の40%を森が占めており、その森の約75%を公共が所有しています。残りの25%は民間所有ですが、こ

うなっています。

また、広い地域にわたる伐採は許可されず、公共工事等でやむなく消滅した森林については、伐採された面積と同じ面積を新しい場所に植林しなければならぬ法律もあり、常に森林の絶対面積を減らさない環境を保護する政策を取っています。さらに、新しく植林した箇所についても人工

けていかなければなりません。経済と環境の両面でのバランスを壊さないように努力しているそうです。

森林保護で活躍するNPO

広域活動の団体を選出

これは昔の貴族の子孫の所有地がほとんどで、これらの森にも規制がしかれ、森のシステムが破壊されないよ

的に植林したように見せないよう工夫されています。林業は、州政府の収入源の一部となっているため統

いるのが、多くのNPOやボランティアです。具体的にはヘッセン州では八つのNPOが協力しています。これら団体を選出する基準は広域的な活動を行っていること以外は特になく、年間予算規模などの基準で決めているわけではありません。ただ、選出基準は無いというものの、野鳥の保護や野生の植物の保護などの活動を広域で行っている団体をお願いしているとのこと。

また、事業の提案システムもあり、予算規模も特に問わない形で行われています。これらの決裁は担当課長に任されています。特に希少種の保護活動などは協働が進められている事業のひとつです。

(社団法人まちづくり国際交流センター理事長)
毎週水曜日掲載



緑あふれる地域の公共施設の屋根にも、植栽が施されている